

会 議 録

附属機関又は会議体の名称	豊島区自転車等駐車対策協議会 第48回 全体会	
事務局（担当課）	都市整備部 土木管理課	
開催日時	令和8年2月19日（木）10時01分～10時46分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
出席者	委員	〈学識経験者〉太田勝敏 〈区議会議員〉西崎ふうか、ふまミチ、松下創一郎、原田たかき 〈区民〉石坂美穂、北方真起、永由優子、堀江久男 〈官公署〉稲垣剛史、高橋伸子、村田裕昭、高山和尚 〈鉄道事業者〉松本剛、落合卓也、岩澤貴顕、倉本広太郎 〈関係団体〉松田宗能 〈区民公募〉植木隆司、小坂麻美
	その他	〈幹事等〉土木管理課長、交通安全対策係長、 放置自転車対策係長、駐輪場管理係長、 駐輪場整備係長 （公財）自転車駐車場整備センター
	事務局	土木管理課計画グループ
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第	（議題） ・パブリックコメントの結果について ・第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）について ・今後の予定	

審 議 経 過

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私が事務局を務めます豊島区土木管理課長の小澤でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。それでは、ただ今から第48回豊島区自転車等駐車対策協議会を開催いたします。本協議会は、昨年2月7日の第45回協議会で豊島区長より諮問されました第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定についてご審議いただくことになっております。どうぞよろしくお願いたします。本日の協議会は委員の皆様の過半数の方がご出席いただいておりますので、有効に成立していることをご報告申し上げます。また、原則として公開で行うこととなっておりますので、議事録も今後公開させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局 続きまして、交通安全対策係長の中村でございます。本日机上に配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。

(事務局より資料の確認)

それでは、会長、本日の議事進行をよろしくお願いたします。

会 長 それでは、早速議題に移らせていただきます。はじめに、いつものお願いですが、取材の方がいらっしゃるようでしたら、写真等の撮影につきましては協議会の冒頭までにさせていただければと思います。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 傍聴希望の方もいらっしゃらないということでしょうか。

事務局 はい。おりません。

会 長 それでは、早速ですが次第の通り進めたいと思います。議題の「パブリックコメントの結果について」「第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)について」の説明を事務局よりお願いします。

(事務局より「資料48 - 1 パブリックコメントの結果について」「資料48 - 2 第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)本編」を用いて説明)

会 長 ありがとうございます。それではご意見、ご質問があればお願いします。いかがでしょうか。

J委員 パブリックコメントについては色々な意見が寄せられましたが、なかに

は我田引水な意見だと感じるものもありました。子乗せ自転車についてお伺いしたいのですが、自転車の幅自体が広くてとめづらいというところもあると思うのですけれども、一方でサイクルラックにとめるときにスタンドを立ててしまい、それによって自転車が固定されてスペースが使えないという状況が生じることがあると思います。駐輪場にはスタンドを立てないようにとの注意書きをしていますが、それに対しての指導には力を入れていらっしゃるのでしょうか。

事務局 子乗せ自転車については、高さや幅が大きくサイクルラックに駐輪するのは厳しいため、平置きスペースをご利用いただくよう案内していると管理者から聞いています。スタンドを立てないようにとの指導については現場の管理員が行っていると思いますが、今後は子乗せ自転車でもサイクルラックをご利用いただけるような工夫、対応が必要かと考えています。

J委員 目白駅東自転車駐輪場では子乗せ自転車を平置きスペースにとめるように管理員が案内されていて、2階のとめやすいところに誘導されているのを見ますが、管理員による誘導がない無人駐輪場においては、思いやりスペースがあってもサイクルラックに子乗せ自転車がとめられていることが結構あり、その子乗せ自転車がスタンドを立ててしまうことで隣のラックに自転車が入れないということが起きています。スタンドさえ立てなければ隣のラックにとめることができるようになるので、それについて周知されれば、もう少しスペースをうまく使えるようになるのではないかと思います。それで、子乗せ自転車は6歳までの子どもしか乗せられないことになっているかと思うのですが、結構年齢が大きくなって乗せてしまっている方が少なからず見受けられます。それに対して指導は行っているのでしょうか。

事務局 子乗せ自転車が何歳までのお子様を乗せることができるかは規定されていますが、実際には年齢を超過しても利用されている方がいるというのは伺っています。
豊島区を所管している3警察の皆様と状況を確認し、必要なご案内は区からさせていただければと思います。

J委員 規定があることを知らずに、悪気なく年齢を超過したお子様を乗せてしまっている方も少なからずいらっしゃる気がするので、対応を検討していただければと思います。
区立駐輪場は、買い物利用者による短時間利用を想定した駐輪場や、鉄道利用者による利用を想定した駐輪場など、それぞれ利用方法を想定して設置されているかと思います。そういった役割の違いで料金に差をつける、あるいは例えば1時間まで無料、2時間100円でそこから料金がどんどん上がっていくというようなシステムにしても良いかと思います。プロ野球のチケットではダイナミックプライシングが導入されていますが、そのような需要によって料金を変動させるというやり方は、今のところシステムとして存在し得ないので

しょうか。

事務局 利用料金については、利用者の利便性に強く直結する大きな課題だと思っています。料金設定において、公共に限らず民間でも変動制が導入されていることは承知しておりますが、我々が調べた限りでは駐輪場での導入は現在のところは見られない状況です。ただ、多くの自治体で駐輪場の立地や利便性の違いによって差を設けた料金設定を導入していることについては承知しております。豊島区ではこれまで38年間均一料金でやってきましたが、昨今の物価高騰などの影響を受けています。また、我々の運営上の問題であります。定期利用と一時利用の需要のミスマッチが喫緊の課題となっております。今年度調査を行った結果、様々な課題が分かってまいりました。すぐに解決することは難しいですが、利用料金の変動制についても研究していくべき課題だということが明らかになりましたので、触れさせていただいた次第でございます。

会 長 ダイナミックプライシング、興味があります。検討してみたいかがでしょうか。

事務局 検討させていただきたいと思います。

会 長 その他、いかがでしょうか。

U委員 パブリックコメントについて、多くの意見が出されている訳ですが、どれも、どんな形でフィードバックするのでしょうか。あるいはフィードバックしないのでしょうか。もう一点、路上駐輪場の確保というのが第三次総合計画（案）のなかでたくさん出てきます。今日は鉄道事業者の方々もたくさんお集まりですが、区が鉄道事業者や民間事業者から駐輪場用地を借りる場合には借地料が発生するのでしょうか。また、それに関連してですが、地主の立場から言うと、ある程度の面積があれば駐輪場ではなくて車の駐車場にした方が良いという発想になることもあるかと思っておりますので、その辺の実態というのもお知らせいただければと思います。

事務局 パブリックコメントに寄せられたご意見については、この協議会を通じて議論いただいた内容も含めて総合計画に反映させていただきたいと思っております。それを踏まえて、実際の運営をどのようにしていくかが大事だと思っております。例えばですが、前回の協議会でN委員よりスケアード・ストレイトの実施について研究者のなかで賛否両論あるとのご意見をいただきました。教育現場および安全教育に携わる警察と一緒に、スケアード・ストレイト実施の際に生徒に他の選択肢を与えるようなやり方はどうだろうか検討を行うことを考えていますが、そのように運用面で考えていきたいと思っております。フィードバックは可能な限り行っていきますので、ご安心いただければと思います。続きまして、賃借料についてご説明をさせていただきます。現状、豊島

区立駐輪場は41か所ありますが、民間から有償で土地を借りて設置している駐輪場が多くあります。その他に、道路占用という形で、国道、都道、区道に路上駐輪場を設置しており、道路管理者から無償でお借りしております。

また、鉄道事業者から使われていない鉄道用地を区立駐輪場の用地として無償でお借りしているところもあります。平成11年に池袋駅の放置自転車が全国ワーストランキング1位となり、放置自転車であふれていた時代があって、その時に区の喫緊な課題ということでこの協議会で鉄道事業者の皆様と熱い議論をさせていただきました。その結果、区の方で駐輪場の条例を整備したうえで、鉄道事業者にご協力をいただけることになったものです。鉄道事業者の多大なご協力のうえで現在の区立駐輪場が成り立っているというところもありますので、引き続き無償でお借りしたいと考えています。一部有償のところもありますが、市場価格よりも低い金額でお借りしています。

U委員 賃借の有償、無償についてですが、区の熱意によって色々な方々から無償で借りることができているというのはよくわかるのですが、今後より過密化が進んでいけば土地の有効活用というのは大きな問題になります。そうすると、いくら区がお願いしても善意だけでもって飯は食えないと言われてしまうことになりかねず、貸してもらえなくなるかもしれません。歳入に比べて歳出が増えているという事情があるのはわかるのですが、自転車をとめることのできるスペースを増やすことが本元なので、引き続き用地を貸してもらえようように支出のバランスを考えながら、可能であれば有償で借りることも考えていただきたい。現状何か所か有償で借りている場所もあるようですので、そのようなところを前例にして、フレキシブルに対応していただきたいと思います。

会 長 その他いかがでしょうか。

G委員 資料48 - 2 22ページ 施策② - 2 放置自転車撤去の強化 のところに、附置義務駐輪場のことが書いてあります。今、区議会でも議論となっている附置義務駐輪場なのですがけれども、前回協議会の時に示された素案と比べると、具体的というか、踏み込んだ内容になっているかと思います。それについてご説明いただければと思います。

事務局 ご説明いたします。
附置義務駐輪場は国の自転車法で規定されたもので、各自治体で条例を定めて運用しています。多くの自治体では国の標準条例に準拠した条例を定めていますが、国の標準条例から少しずらしたり、踏み込んだ内容にしたりしている自治体もあります。
豊島区では、附置義務駐輪場を主に放置自転車の防止の観点から取り組んでまいりましたが、区立駐輪場の整備や管理・運営の取り組みに注力していたため、附置義務駐輪場にあまり着目をしておらず、注力してこなかったというのが正直なところですが、ただ、区議会で附置義務駐輪場についてご意見をいただいたこともござ

いますので、まずは現状把握を行い、どういう課題があるかというところを掴みたいと思っています。そのうえで、今後どのような対策が必要となるかはわかりませんが、現状の制度を見直す必要が出てくる可能性があるという方向性を示したというところでございます。

G委員 わかりました。実態把握をしていただいたうえで、制度見直しの必要性を検討するというところまで踏み込んでいただきました。買い物利用者が附置義務駐輪場にとめてくれれば違法駐輪が減ると思いますし、使いやすい附置義務駐輪場があることが望ましいと思っていますので、区でご検討いただけたらと思います。

会 長 その他いかがでしょうか。

F委員 パブリックコメントの意見を反映していただいて、素案から色々変更していただきましてありがとうございます。大きな変更点としてコラムが追加されましたが、資料48 - 2 23ページのコラムについてですけれども、利用料金についての指摘があって、それを反映したものだと思いました。

このコラムですが、ぱっと見たときに何を狙っているのかがわかりにくいとの印象を持ちました。最後の段落で、利用料金設定のあり方について検討する、と踏み込んだことに意義があるのだと思いますが、例えば利用料金というところを強調するだとか12ページのコラムのように図解のようなものを用いることなどにより、このコラムの意図がより伝わりやすくなるのではないかと思います。

事務局 利用料金についてはこれまであまり議論をしてこなかった課題であり、今は我々の管理・運営の視点から利用料金変更を行う必要があることを言及するタイミングではないと思っております。そのため、分かりにくいのですがコラムという形でまとめさせていただきました。

会 長 よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

N委員 毎度しつこくて申し訳ないのですが、資料48 - 2 15ページ 施策② - 1 幼児・児童・生徒・学生等に向けた交通安全教育の充実 の緑色枠内の文面がどうしても気になります。なぜかと言いますと、スケアード・ストレイト実施により、子どもたちに恐怖を与えることで心的なショックを与えてしまうと令和5年の警察庁での有識者会議で言われているからです。

スケアード・ストレイトはかなり前から実施されてきましたが、最近では子どもたちが自ら能動的に考えて、どのようにして自分たちの地域で自ら安全を確保していくかということを考えるカリキュラムに変わってきています。京都市やさいたま市では、子どもたちが学区内のどこで交通事故が多く発生しているのか、通学路のどこが危険なのかなどというマップを作成したり、なぜ自転車に乗るときにヘルメットが必要なのか、なぜ車道の左側を走行しなければならないのかなどといったことを、理由をしっかりと考えて主体的に行動でき

るように教育したりしています。そのなかで、先ほどU委員のパブリックコメントに関する質問への回答のなかでスケアード・ストレイトの実施について他の選択肢を学生に与えることを検討するとご発言いただき、豊島区も一歩進んだのかなと思いました。

しかしながら、15ページの緑色枠内の文章を読むと、3行目に「中学生が在学中にスケアード・ストレイト自転車交通安全教育や体験学習できるように、全区立中学校と調整を図る」と示されていて、この総合計画の期間である10年間は中学生全員が在学中にスケアード・ストレイトを体験するというように読めてしまいます。5行目に「能動的な学習機会の提供」と書いてあるものの、第三次総合計画の計画期間である10年間の交通安全教育はスケアード・ストレイトをメインにするというように私は受け止めてしまったので、文面も改めてご検討いただきたいと思います。

事務局 前回協議会でN委員からご指摘を受けまして、区として何ができるのか検討しています。スケアード・ストレイトについては、教育手法としては変革期にあるのかなと理解はしています。

他方で、スケアード・ストレイトの実施においては、警察、学校と連携して行っていますので、自転車の総合計画のなかで一方的に他の教育手法に変えるとは表記できないことをご理解ください。現在、教育現場では生徒にタブレットを配布し、実際に現場を歩いて気づいた点をマップへ落とすといった体験学習的な授業を行っていると聞いていますので、そういったものを安全教育に組み込むことができないか教育サイドに伝えていきたいと思っています。

N委員 スケアード・ストレイトの実施自体を総合計画から削除してほしいというよりも、実施しながらも新たな手法を模索・検討していくという豊島区の姿勢を示していただきたいと思います。

会 長 ヒヤリハットという言葉が出てこないのですが、よく使われる言葉ではないでしょうか。

事務局 第三次総合計画のなかでヒヤリハットという言葉は記載していません。もう間もなく国の方で交通安全に関連する計画ができて、それを受けて東京都も新たな交通安全計画を作るという形になります。その後、豊島区でも交通安全計画を作っていきますので、国および都の計画のなかでヒヤリハットがどの程度の扱われ方をしているのかを見極めながら、交通安全計画に盛り込めればと思っています。

会 長 ヒヤリハットという言葉だけでも記載することを検討してみてもいいかがでしょうか。

事務局 承知しました。

会 長 その他いかがでしょうか。

S 委員 区立駐輪場利用料金の設定について、いつくらいを目途に方向性を出すというような時間的な計画はあるのでしょうか。先ほど、利用料金設定のあり方についてはまだ研究し始めた段階とおっしゃっていましたが、この第三次総合計画に記載しているということは、10年後には料金設定を変更した駐輪場がでていると考えてよいのでしょうか。

事務局 料金設定のあり方については我々もまだ研究が足りておりませんので、時間をかけて先行自治体の実態なども踏まえて考えていきます。いつ結論を出すかというのは明言できませんが、利用料金についてもメスを入れなければいけないのかなと考えています。
区が一方向的に料金設定の変更を決定することはできないことになっています。
引き続き研究を行い、区としての方向性が決定しましたらこの自転車対策協議会でお示ししますので委員の皆様にご議論いただいたうえで、具体的にどうするのかというのを定めていきたいと思っています。

会 長 その他いかがでしょうか。
ありがとうございます。続きまして、「今後の予定など」について事務局から説明をお願いします。

(事務局より説明)

会 長 ありがとうございます。
何かご質問があればお願いします。なければ、本日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上